主

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人松原新一の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

被告人 B の弁護人福井正二の上告趣意 (後記)について。

刑の執行猶予の言渡をしなかつたからといつて、憲法一三条に保障する人権を侵害したものといえないことは、既に当裁判所の判例とするところであつて、論旨は理由がない(昭和二二年(れ)第二〇一号同二三年三月二四日大法廷判決参照)

なお、記録を調べても、本件につき刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員一致の意見を以つて、主文のとおり判決する。

昭和二七年二月一五日

最高裁判所第二小法廷

_		精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂			山	栗	裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官